



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 1 月 14 日 (火曜日) 第 71 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定(自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更( " ) 1	
○林業用種苗生産事業者の登録(森林経営課) 1	
○都市計画事業の変更の認可(都市計画課) 2	
公 告	
○家畜人工授精講習会修業試験の合格者(家畜防疫対策課) 2	
病院局公営企業告示	
○公金の収納の事務の委託について 2	

## 告 示

### 宮崎県告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和2年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
すみよし調剤薬局	宮崎市	薬局	令和2年1月1日
ふるさと薬局	宮崎市	薬局	令和2年1月1日
こうの調剤薬局	宮崎市	薬局	令和2年1月1日
よこまち薬局	宮崎市	薬局	令和2年1月1日
訪問介護リハビリステーションはんもっく	宮崎市	訪問看護	令和2年1月1日

### 宮崎県告示第15号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字穴ノ久保乙2119・乙2120・乙2121-4(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第16号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字穴ノ久保乙2117-1・乙2118から乙2120・乙2121-4(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第17号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和2年1月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1363	東製材有限会社 小林市堤2895番地 7	採取	幼苗の育 成	東製材有限会社 小林市堤2895番地 7

県立日南病院	株式会社ソラスト	
--------	----------	--

宮崎県告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成31年宮崎県告示第 275号による都城広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 2 年 1 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
都城広域都市計画公園事業  
6・5・12号 山之口運動公園
- 3 事業施行期間  
平成31年4月8日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
宮崎県都城市山之口町花木字池平、字上平、字下平、字佐土原、（追加）字脇別府、字峯元  
宮崎県都城市山之口町山之口字上平  
使用の部分  
変更なし

公 告

令和元年10月15日から11月19日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

令和 2 年 1 月 14 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15
- 16 17 18 19 20

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 1 月 14 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

病 院 名	委 託 先	委 託 期 間
県立宮崎病院	株式会社ソラスト	令和元年12月1日から 令和4年11月30日まで
県立延岡病院	株式会社ニチイ学館	